

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所

生活福祉課長 尾上 典章

**被保護者に対する特別の療養環境（以下、「差額ベッド」）の提供
及び治験の実施について（お願い）**

生活保護法による医療扶助の実施につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

生活保護法による医療扶助においては、長期入院選定療養を除く保険外併用療養費（治験実施時の医療費や差額ベッドを利用する患者の入院医療費）の支給は認められていない等、国民健康保険等とは、一部考え方が異なる部分がございます。

「指定医療機関の手引き」にも記載をしているところではございますが、あらためて、下記の事項についてご確認くださいませようお願いします。

【差額ベッドの提供について】

被保護者が差額ベッドを利用することが想定される場合は、①治療上の必要により差額ベッドを利用する場合、②病棟管理の必要性等から差額ベッドに入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合のいずれかに限定されます。被保護者の希望で、差額ベッドを利用する場合、その入院医療費全額が医療扶助として支給対象外となりますので、ご注意くださいませようお願いします。

【治験の参加について】

被保護者については、特記事項欄に「薬治」「器治」の記載のあるレセプト請求は認められていません。この場合、治験実施時における保険診療部分についても、医療扶助として支給対象外となりますので、ご注意くださいませようお願いします。

なお、製薬会社等が入院、手術、処置等の保険診療部分や治験期間以外の前後の観察期間を含めて、治験に係る費用を全額負担するような場合には、被保護者の治験の参加は可能です。このような場合において、被保護者が治験に参加するケースが発生した場合には、福祉事務所において謝礼の有無等を確認させていただく必要がありますので、事前に福祉事務所へご連絡いただきますようお願いします。

（参考）

生活保護法第52条による指定医療機関の診療方針及び診療報酬については、国民健康保険の例によることとされています。一部、国民健康保険の基準による診療が生活保護として適当でないとされる場合があります。具体的なには次のような診療制限があります。

1. 歯科の歯冠修復及び欠損補綴の取扱いにおいて、歯科材料として金位 14 カラット以上の金合金の使用は認められていません。それ以下の、例えば金銀パラジウム合金等を使用することとなります。
2. 保険外併用療養費の支給に係るもの（評価療養、患者申出療養及び選定療養）は認められていません。例えば、治験や差額ベッド代を伴った場合、保険診療部分であっても請求できません。

大分市福祉事務所 生活福祉課

医療・介護担当班 堀川

電話 097(537)5621 (班直通)